高齢者虐待防止について

I 山口県における養介護施設従事者等による虐待の状況 受理した虐待事例の通報(届出)件数(うち虐待判断件数)(平成29年度)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	
件数	今後公表(7)	13(3)	15(4)	20(2)	15(0)	

※すべて市町が受理

うち、市町が事実確認調査を行った結果、虐待の事実が認められた7件の状況

クラ、中町が事業権的関重を行うた相木、在内ップ事業が配められた日本の代記							
区分	1件目	2件目	3件目				
被虐待者の状況	女性 85~89歳	女性 90~94歳	女性 75~79歳				
	要介護5 認知症有	要介護3 認知症有	要介護5 認知症有				
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待				
施設等の種別類型	有料老人ホーム	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設				
虐待者の職種	介護職員	介護職員	介護職員				
4件目	5件目	6件目	7件目				
女性 80~84歳	H 1:1						
女性 807~84麻	男性 80~84歳	男性 95~99歳	女性 70~74歳				
要介護5 認知症有	男性 80~84歳 要介護3	男性 95~99歳 要介護5 認知症有	女性 70~74歳 要介護1 認知症有				
			- '				
要介護5 認知症有	要介護3	要介護5 認知症有	要介護1 認知症有				

Ⅱ 高齢者虐待防止に向けて(高齢者虐待防止法の規定による)

- (1) 養介護施設設置者又は養介護事業を行う者
 - ○高齢者虐待防止に関する定期的な研修を開催する
 - ○高齢者及び家族からの苦情処理の体制を整備する
 - ○職員のストレス対策等その他必要な措置を講じる
- (2) 養介護施設従事者等
 - ○虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町 高齢者虐待対応窓口へ通報する
 - →通報を受けた市町は、事実確認調査を行い、老人福祉法又は介 護保険法の規定による権限を適切に行使する

(3) 県

- ○必要な場合市町と連携し事実確認調査を行い、老人福祉法又は 介護保険法の規定による権限を適切に行使する
- ○養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について公表する
 - →公表項目(被虐待者の状況、虐待の類型、虐待があった養介護施設等の種別、虐待を行った養介護施設従事者等の職種等)
- ○虐待防止や認知症ケアに関する研修を実施する
 - →認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修(実践者、実践リーダー)等において、養介護施設従事者等として必要な虐待防止 や権利擁護に関する知識を付与

Ⅲ 虐待防止に向けた主な取組事例について(平成30年度実地指導等から)

- ◆ 虐待を他施設の出来事と捉えずに、自分の施設でも起こりうるという認識のもと、 防止に向けた取組を行っていくことが不可欠
- ◆ 施設等において、職員の資質、役職員の意識を高め、利用者の状況に応じた適切な サービスを提供することが重要
- ◆ 相談窓口の周知など苦情処理体制を充実させ、施設等におけるチェック機能を向上 させることも必要
- ◆ 虐待や不適切なケア防ぐためには認知症ケアの向上が不可欠

○虐待防止に向けた取組事例

理念の共有等

- ・朝のミーティングや引継時に法人の理念を唱和している。
- ・高齢者虐待防止のポスターを目に付きやすい場所に掲示している。

組織の健全化

- ・職員の不適切な言動に遭遇した場合は、互いに注意し合うようにしている。
- ・家族との面会の機会を多く設けたり、外部からボランティア等を受け入れることにより透明 性を図っている。
- ・同一法人内の他の介護保険施設等を見学することにより、多様な視点を養う。
- ・入室や退室する際の挨拶や笑顔を徹底している。

職員の負担やストレス軽減

- ・定期的な面談やセルフチェックの実施により、不満やストレスの把握に努めている。
- 日頃から上司や先輩に当たる職員が積極的に声を掛け、悩みを聞けるような職場環境の整備 に努めている。
- ・職員に対してストレスマネジメント研修やアンガーメネジメント研修を実施している。
- ・職員が業務に追われ不適切なケアを行うことがないよう、シフト配置に心掛けている。
- ・職員のストレス軽減のため、長期休暇の取得を推進している。

リスク管理

- ・利用者からのサインを見逃さないよう、心身の変化・会話・体調・交流の変化等をよく見るよう にしている。
- ・送迎時など職員は出来る限り家族とのコミュニケーションをとるようにしている。
- ・排泄や入浴時には、皮膚の状態を確認し、内出血等を発見した際は、記録を残し原因の確認 を行っている。
- ・密室化の防止に心掛けている。

サービスの質の確保

- ・職員研修において、就業中の言動、特に利用者の呼び方に気を付けるなどの注意喚起を行っている。「禁句集」を作成し、各職員へ配布している。
- ・虐待のニュースや本の特集などコピーし、各自が目を通すことができるようにしている。
- 「虐待の芽チェックリスト」を職員全員に実施し、その結果を勉強会で取り上げている。
- ・良い対応、良い接遇をしている職員を手本にしている。